

美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	美作市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2第2の項 美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法 （昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第一条	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童）が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の（福祉の増進を図ることを）を目的とする。	第1条 この条例は、（ひとり親家庭等）の健康管理の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用の一部を、公費で負担する措置を講じ、もつてひとり親家庭等の（福祉の増進を図ることを）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号） 美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第6条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例第6条の医療費支給認定の申請及び受給資格証の交付に係る審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第3条、別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ハ	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第3条、第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第6条

事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例第6条の医療費支給認定の申請及び受給資格証の交付に係る審査に関する事務
-------	---	--

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第2条、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第2条、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第2条、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第2条、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号d5	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第2条、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第12条 美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条の規定による受給資格の変更の申請に係る審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号g	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号h	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美作市条例第119号）第12条 美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条の規定による受給資格の変更の申請に係る審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則（平成18年美作市規則第63号）第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月24日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	